

保医発 0327 第 3 号
令和 8 年 3 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について

標記について、下記のとおり定めることとしたので、関係者に対して周知徹底を図りたい。

なお、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」（令和 6 年 3 月 27 日保医発 0327 第 7 号）は、令和 8 年 5 月 31 日限り廃止する。

また、令和 8 年 5 月診療分以前の診療報酬明細書の請求において、審査支払機関からの返戻等による請求遅れ分等については、従前の略称を使用して差し支えない。

記

1 傷病名について

項 目	略 称
単純性歯肉炎	単 G
複雑性歯肉炎	複 G
増殖性歯肉炎	増 G
潰瘍性歯肉炎	潰 G
壊疽性歯肉炎	壊 G

肥大性歯肉炎	肥G
慢性歯周炎（軽度）	P ₁
慢性歯周炎（中等度）	P ₂
慢性歯周炎（重度）	P ₃
智歯周囲炎	P e r i c o
急性歯周炎・慢性辺縁性歯周炎の急性発作	P 急発
急性単純性歯髄炎	単P u l
急性化膿性歯髄炎	急化P u l
慢性潰瘍性歯髄炎	潰P u l
慢性増殖性歯髄炎	増P u l
慢性壊疽性歯髄炎	壊P u l
カリエスのない歯髄炎	P u l
歯髄壊疽	P u エソ
歯髄壊死	P u エシ
急性単純性根尖性歯周炎	急単P e r
急性化膿性根尖性歯周炎	急化P e r
慢性化膿性根尖性歯周炎	慢化P e r
エナメル質初期う蝕	C e
2次う蝕によるう蝕症第1度	C ₁ 〃
2次う蝕によるう蝕症第2度	C ₂ 〃
2次う蝕によるう蝕症第3度	C ₃ 〃
残根	C ₄
初期の根面う蝕	根C
口腔褥瘡性潰瘍（義歯性褥瘡性潰瘍を含む）	D u l
口内炎	S t o m
口腔粘膜炎	OM u c o
歯槽骨鋭縁	S c h A
象牙質知覚過敏症	H y s
咬耗症	A t t
磨耗症	A b r
酸蝕症	E r o
歯肉膿瘍	G A
歯槽膿瘍	A A

歯根嚢胞	W Z
歯石沈着症	Z S
歯ぎしり	B r x
乳歯晩期残存	R D T
歯の脱臼	L u x
口角びらん	A n g
口腔の色素沈着症	P i g
骨瘤	T o r
埋伏歯	R T
半埋伏歯	H R T
完全埋伏歯	C R T
水平智歯	H E T
水平埋伏智歯	H I T
捻転歯	R O T
過剰歯	S N T
エナメル質形成不全	E H p
歯（の破）折	F r T
永久歯萌出不全	I P T
舌炎	G l s
欠損歯（欠如歯）	M T
咬合異常	M a l
歯質くさび状欠損	W S D
破損（破折）	ハセツ
脱離	ダツリ
不適合	フテキ
	（注） ハセツ、ダツリ又はフテキを 接尾語とする場合は、硬質レジ ンジャケット冠脱離を「H J C ダツリ」のように連結して使用 して差し支えない。
睡眠時無呼吸症候群	S A S

項 目	略 称
歯科初診料	初診又は歯初診
歯科初診料 注 1	初診（注 1）又は歯初診（注 1）
地域歯科診療支援病院歯科初診料	病初診
乳幼児加算	乳
地域歯科医療加算	地歯
歯科診療特別対応連携加算	特連
歯科診療特別対応地域支援加算	特地
電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1	歯 D X 1
電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2	歯 D X 2
情報通信機器を用いた初診	情初診
歯科再診料	再診又は歯再診
歯科再診料 注 1	再診（注 1）又は歯再診（注 1）
地域歯科診療支援病院歯科再診料	病再診
明細書発行体制等加算	明細
情報通信機器を用いた再診	情再診
歯科診療特別対応加算 1	特 1
歯科診療特別対応加算 2	特 2
歯科診療特別対応加算 3	特 3
歯科外来診療医療安全対策加算 1	外安全 1
歯科外来診療医療安全対策加算 2	外安全 2
歯科外来診療感染対策加算 1	外感染 1
歯科外来診療感染対策加算 2	外感染 2
歯科外来診療感染対策加算 3	外感染 3
歯科外来診療感染対策加算 4	外感染 4
地域歯科診療支援病院入院加算	地歯入院

3 第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理等について

項 目	略 称
歯科疾患管理料	歯管
文書提供加算	文

フッ化物洗口指導加算	F 洗
総合医療管理加算	総医
長期管理加算	長期
特別管理加算	特管
小児口腔機能管理料 1	小機能 1
小児口腔機能管理料 2	小機能 2
小児口腔機能管理料（情報通信機器を用いた場合）	情小機能
小児口腔機能管理料の注 5 に規定する口腔管理体制強化加算	口管強
口腔機能管理料 1	口機能 1
口腔機能管理料 2	口機能 2
口腔機能管理料（情報通信機器を用いた場合）	情口機能
周術期等口腔機能管理計画策定料 1	周計 1
周術期等口腔機能管理計画策定料 2	周計 2
周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）	周Ⅰ
周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）	周Ⅱ
周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）	周Ⅲ
周術期等口腔機能管理料（Ⅳ）	周Ⅳ
回復期等口腔機能管理計画策定料 1	回計 1
回復期等口腔機能管理計画策定料 2	回計 2
回復期等口腔機能管理料	回管
根面う蝕管理料	根 C 管
エナメル質初期う蝕管理料	C e 管
歯科衛生実地指導料 1	実地指 1
歯科衛生実地指導料 2	実地指 2
口腔機能実地指導料	口指導
歯周病患者画像活用指導料（1 口腔内画像）	口画像
歯周病患者画像活用指導料（2 顕微鏡画像）	顕画像
歯科特定疾患療養管理料	特疾管

歯科特定疾患療養管理料（情報通信機器を用いた場合）	情特疾管
歯科治療時医療管理料	医管
歯科遠隔連携診療料	歯遠隔
薬剤情報提供料	薬情
薬剤総合評価調整管理料	薬総評管
診療情報提供料（Ⅰ）	情Ⅰ
診療情報提供料（Ⅱ）	情Ⅱ
連携強化診療情報提供料	連情
電子的診療情報評価料	電診情評
診療情報等連携共有料 1	情共 1
診療情報等連携共有料 2	情共 2
新製有床義歯管理料	義管
広範囲顎骨支持型補綴物管理料 1	特イ管 1
広範囲顎骨支持型補綴物管理料 2	特イ管 2

4 第2部 在宅医療について

項 目	略 称
歯科訪問診療 1	歯訪 1
歯科訪問診療 2	歯訪 2
歯科訪問診療 3	歯訪 3
歯科訪問診療 4	歯訪 4
歯科訪問診療 5	歯訪 5
歯科訪問診療料 注 16（イ 初診時）	歯訪診（初）
歯科訪問診療料 注 16（ロ 再診時）	歯訪診（再）
歯科訪問診療補助加算（イの(1) 同一建物居住者以外の場合）	訪補助イ（1）
歯科訪問診療補助加算（イの(2) 同一建物居住者の場合）	訪補助イ（2）
歯科訪問診療補助加算（ロの(1) 同一建物居住者以外の場合）	訪補助ロ（1）
歯科訪問診療補助加算（ロの(2) 同一建物居住者の場合）	訪補助ロ（2）

居住者の場合)	
歯科訪問診療移行加算	訪移行
通信画像情報活用加算	I C T加算
歯科訪問診療料 注 20 (イ 初診時)	特歯訪診(初)
歯科訪問診療料 注 20 (ロ 再診時)	特歯訪診(再)
在宅医療D X情報活用加算	在D X
訪問歯科衛生指導料 (1 単一建物診療患者が1人の場合)	訪衛指 1
訪問歯科衛生指導料 (2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合)	訪衛指 2
訪問歯科衛生指導料 (3 1及び2以外の場合)	訪衛指 3
複数名訪問歯科衛生指導加算	複訪
訪問歯科衛生指導料 注 4	特訪
歯科疾患在宅療養管理料	歯在管
在宅総合医療管理加算	歯総管
在宅療養支援歯科診療所 1	歯援診 1
在宅療養支援歯科診療所 2	歯援診 2
在宅療養支援歯科病院	歯援病
在宅患者歯科治療時医療管理料	在歯管
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	訪問口腔リハ
在宅歯科医療連携加算 1	在歯連 1
在宅歯科医療連携加算 2	在歯連 2
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	小訪問口腔リハ
小児在宅歯科医療連携加算 1	小在歯連 1
小児在宅歯科医療連携加算 2	小在歯連 2
在宅歯科医療情報連携加算	歯情連
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 1	N S T 1
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 2	N S T 2
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料	N S T 3

3	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料	N S T 4
4		

5 第3部 検査について

項 目	略 称
電氣的根管長測定検査	E M R
細菌簡易培養検査	S 培
歯周基本検査	P 基検
歯周精密検査	P 精検
混合歯列期歯周病検査	P 混検
歯周病部分的再評価検査	P 部検
口腔細菌定量検査 1	口菌検 1
口腔細菌定量検査 2	口菌検 2
ポケット測定検査	E P P
顎運動関連検査	顎運動
歯冠補綴時色調採得検査	色調
チェックバイト	C h B
ゴシックアーチ	G o A
パントグラフ描記法	P t g
有床義歯咀嚼機能検査（1 のイ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合）	咀嚼機能 1 イ
有床義歯咀嚼機能検査（1 のロ 咀嚼能力測定のみを行う場合）	咀嚼機能 1 ロ
有床義歯咀嚼機能検査（2 のイ 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合）	咀嚼機能 2 イ
有床義歯咀嚼機能検査（2 のロ 咬合圧測定のみを行う場合）	咀嚼機能 2 ロ
咀嚼能力検査 1	咀嚼 1
咀嚼能力検査 2	咀嚼 2
咬合圧検査 1	咬合圧 1
咬合圧検査 2	咬合圧 2

小児口唇閉鎖力検査	小口唇
口腔粘膜湿潤度検査	湿潤
舌圧検査	舌圧
精密触覚機能検査	精密触覚
睡眠時歯科筋電図検査	歯筋電図
接触面の歯間離開度検査	C T
総義歯（局部義歯）の適合性検査	F D（P D）－F i t
歯髄電気検査	E P T

6 第4部 画像診断について

項 目	略 称
エックス線撮影 X－R a y	X線
歯科用 X線フィルム（標準型）	X－R a y（D）
咬翼型	X－R a y（BW）
咬合型	X－R a y（O）
小児型	X－R a y（P）
全顎※枚法	X－R a y（全※）
片顎※枚法	X－R a y（片※）
歯科用 3次元断層撮影	歯 C T
歯科画像診断管理加算 1	画診加 1
歯科画像診断管理加算 2	画診加 2
遠隔画像診断	遠画診

7 第7部 リハビリテーションについて

項 目	略 称
歯科口腔リハビリテーション料 1 （1 有床義歯の場合）	歯リハ 1（1）
歯科口腔リハビリテーション料 1 （2 舌接触補助床の場合）	歯リハ 1（2）
歯科口腔リハビリテーション料 1	歯リハ 1（3）

(3 その他の場合) 歯科口腔リハビリテーション料 2 (1 口腔内装置を装着している場合) 歯科口腔リハビリテーション料 2 (2 1 以外の場合) 歯科口腔リハビリテーション料 3 (1 口腔機能の発達不全を有する 18 歳未満の患者の場合) 歯科口腔リハビリテーション料 3 (2 口腔機能の低下を来している患者の場合)	歯リハ 2 (1) 歯リハ 2 (2) 歯リハ 3 (1) 歯リハ 3 (2)
--	---

8 第8部 処置について

項 目	略 称
単純処置	単処
咬合調整	咬調
歯髄保護処置	P C a p
歯髄温存療法	A I P C
直接歯髄保護処置	直保護、直覆又は直 P C a p
間接歯髄保護処置	間保護、間覆又は間 P C a p
象牙質レジンコーティング	R コート
知覚過敏処置	H y s 処
う蝕薬物塗布処置	サホ塗布
初期う蝕早期充填処置	填塞又はシーラント
生活歯髄切断	生切
麻酔抜髄	麻抜
感染根管処置	感根処
根管貼薬処置	根貼又は R C T
根管拡大	拡大
根管形成	R C P
根管充填	根充又は R C F
加圧根管充填処置	C R F

手術用顕微鏡加算	手顕微加
N i — T i ロータリーファイル加算	N R F
抜髄と同時の根管充填	抜髄即充
感染根管処置と同時の根管充填	感根即充
歯周病処置	P 処
	(糖尿病を有する患者に使用する場合)
	P 処 (糖)
歯石除去	除石
スケーリング	S C
スケーリング・ルートプレーニング	S R P
歯周病継続支援治療	S P T
重症化予防連携強化加算	重防
暫間固定	T F i x
口腔内装置	O A p
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置	S A S — O A p
舌接触補助床	P A P
口腔内装置調整 (イ 口腔内装置調整 1)	O A p 調 1
口腔内装置調整 (ロ 口腔内装置調整 2)	O A p 調 2
口腔内装置調整 (ハ 口腔内装置調整 3)	O A p 調 3
口腔内装置修理	O A p 修
根管内異物除去	R B I
有床義歯床下粘膜調整処置	T. コンデ又は T. c o n d
周術期等専門的口腔衛生処置 1	術口衛 1
周術期等専門的口腔衛生処置 2	術口衛 2
回復期等専門的口腔衛生処置	回口衛
在宅等療養患者専門的口腔衛生処置	在口衛
口腔粘膜処置	口処
機械的歯面清掃処置	歯清
非経口摂取患者口腔粘膜処置	非経口処
口腔バイオフィルム除去処置	バイオ除
フッ化物歯面塗布処置	F 局

項 目	略 称
抜歯手術	抜歯又はT. E X T
歯根端切除手術	根切
歯根端切除手術（歯科用 3 次元エックス線 断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場 合）	根切顕微
歯槽骨整形手術	A E c t
歯周ポケット搔爬術	搔爬術又はソウハ術
歯肉切除手術	G E c t
歯肉剥離搔爬手術	F O p
歯周組織再生誘導手術	G T R
歯肉弁根尖側移動術	A P F
歯肉弁歯冠側移動術	C P F
歯肉弁側方移動術	L P F
遊離歯肉移植術	F G G
結合組織移植術	C T G
手術時歯根面レーザー応用加算	手術歯根
歯肉移植術	G p l
広範囲顎骨支持型装置埋入手術	特イ術
広範囲顎骨支持型装置搔爬術	特イ搔
レーザー機器加算 1	レ機加 1
レーザー機器加算 2	レ機加 2
レーザー機器加算 3	レ機加 3

10 第 10 部 麻酔について

項 目	略 称
表面（在）麻酔	O A
吸入鎮静法	I S
静脈内鎮静法	静鎮
歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅰ） （1 10 分未満のもの）	歯麻酔（Ⅰ） 1

歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅰ） （2 10分以上20分未満のもの）	歯麻酔（Ⅰ） 2
歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ） （1 麻酔に従事する歯科医師が専従で実施する場合）	歯麻酔（Ⅱ） 1
歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ） （2 麻酔に従事する歯科医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合）	歯麻酔（Ⅱ） 2
歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ） （3 麻酔を専従で実施する場合）	歯麻酔（Ⅱ） 3
歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ） （4 1から3まで以外の場合）	歯麻酔（Ⅱ） 4
歯科麻酔管理料 1	歯麻管 1
歯科麻酔管理料 2	歯麻管 2

11 第12部 歯冠修復及び欠損補綴について

項 目	略 称
補綴時診断料	補診
クラウン・ブリッジ維持管理料	補管又は維持管
広範囲顎骨支持型補綴診断料	特イ診
歯冠形成	P Z (例) 生活歯歯冠形成 生 P Z 失活歯歯冠形成 失 P Z
窩洞形成	K P
CAD/CAMインレーのための窩洞形成に係る加算	CAD I n形
補綴前処置	前処
根面形成	P W
即時充填形成	充形
う蝕歯無痛的窩洞形成加算	う蝕無痛
インレー修復形成	修形
支台築造 間接法	ファイバー(間)

(ロ ファイバーポストを用いた場合)

支台築造 直接法

(イ ファイバーポストを用いた場合)

印象採得

歯科技工士連携加算 1

歯科技工士連携加算 2

単純印象

連合印象

咬合圧印象

機能印象

暫間歯冠補綴装置

光学印象

装着

咬合採得

仮床試適

仮床試適「4 その他の場合」

グラスアイオノマーセメント充填

光重合型複合レジン

金属歯冠修復

四分の三冠

五分の四冠

全部金属冠

チタン冠

根面被覆 (1 根面板によるもの)

根面被覆 (2 レジン充填によるもの)

レジン前装金属冠

レジン前装チタン冠

レジンインレー

硬質レジンジャケット冠

CAD/CAM冠

(1 2 以外の場合)

CAD/CAM冠

(2 エンドクラウンの場合)

ファイバー(直)

i m p

歯技連 1

歯技連 2

単 i m p 又は S - i m p

連 i m p 又は C - i m p

咬 i m p 又は B - i m p

機 i m p 又は F - i m p

T e C

光 i m p

s e t

B T

T F

T F (フ)

グセ充

光 C R 充

M C

3 / 4 C r o

4 / 5 C r o

F M C

T i C

R C

R C レ

前装 M C 又はゼンソウ M C

前装 T i C 又はゼンソウ T i C

R I n

H J C

歯 C A D

歯 C A D (E C)

CAD／CAMインレー	CAD I n
小児保険装置	保険（固）
（1 固定式保険装置）	
小児保険装置	保険（可）
（2 可撤式保険装置）	
ブリッジ	B r
ポンティック	P o n
高強度硬質レジンブリッジ	H R B r
チタンブリッジ	T i B r
総義歯	F D
局部義歯	P D
3次元プリント有床義歯	3 D F D
有床義歯補強加算	芯補強
鉤	C l
鑄造鉤	鑄C l
線鉤	線C l
コンビネーション鉤	コンビC l
大連結子	バー
磁石構造体	マグ
キーパー付き根面板	R C K
間接支台装置	間支
広範囲顎骨支持型補綴	特イ補
有床義歯修理	床修理
歯科技工加算 1	歯技工 1
歯科技工加算 2	歯技工 2
有床義歯内面適合法（硬質材料を用いる場合）	床適合（硬）
有床義歯内面適合法（軟質材料を用いる場合）	床適合（軟）
歯冠補綴物修理	P r o 修理
広範囲顎骨支持型補綴物修理	特イ修
未来院請求	⊕
	（注） 金属歯冠修復及び充填に当たって、修復形態の表示は

	「OM・OB・MOD等」と 歯面部位で記載して差し支えない。
--	-----------------------------------

※診療報酬の算定方法（厚生労働省告示第 59 号）別表第二歯科診療報酬点数表に掲げる点数のうち、本通知に記載のないものについても、「2 第 1 章 基本診療料について」から「11 第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴について」までの各表において、当該点数と同名の点数の略称が定められている場合には、当該略称を使用して差し支えない。

12 第 15 部 その他について

項 目	略 称
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 1	歯外ベアⅠ初
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 2	歯外ベアⅠ再
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 3 イ	歯外ベアⅠ訪イ
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 3 ロ	歯外ベアⅠ訪ロ
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1～24 のイ	歯外ベアⅡ● (※●は 1 から 24 までの算定する数字を記載)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1～24 のロ	歯外ベアⅡ再● (※●は 1 から 24 までの算定する数字を記載)
入院ベースアップ評価料 1～500	入ベア● (※●は 1 から 500 までの算定する数字を記載)
歯科外来物価対応料 イ	歯物価初
歯科外来物価対応料 ロ	歯物価再
歯科入院物価対応料イ～ヘン	歯物価入● (※●はイからヘンまでの算定する区分を記載)

歯科技工所ベースアップ支援料	歯技ベア
----------------	------

13 その他について

項 目	略 称
接着性レジンセメント 標準型	接レセ標
接着性レジンセメント 自動練和型	接レセ自
接着性ガラスアイオノマー系レジンセメント 標準型	接グセ標
接着性ガラスアイオノマー系レジンセメント 自動練和型	接グセ自
カルボキシレートセメント	カセ
ガラスアイオノマーセメント	グセ
仮着用セメント	仮セ
ユージノールセメント	E Z
エナメルエッチング法	E E
エナメルボンディング法	E B
上顎	U P
下顎	L W
	(注) U P 又は L W を接尾語とする場合は、上顎総義歯を「U P - F D」のように一でつないで使用しても差し支えない。
テラ・コートリル軟膏	T K パスタ
ヒノポロン口腔用軟膏	H P パスタ
プレステロン「歯科用軟膏」	P S パスタ
歯科用貼布剤	A f
クレオドンパスタ	G u パスタ
歯科用モルホニン	M H
テトラサイクリンプレステロン軟膏	T C P S パスタ
カートリッジ	C t
歯科用（口腔用）アフタゾロン	A F S

キャナルス	C a N
カルビタール	C V
ネオクリーナー「セキネ」	N C
ペリオドン	P O
歯肉包帯	G B d
歯肉圧排	圧排
歯肉整形術	G P
食片圧入	F o o d . I
ガッタパーチャポイント	G . ポイント
プラークコントロール	プラーク . C 又はプラコン

なお、診療報酬明細書の傷病名欄の記載は、別添に示すものにつき使用して差し支えない。

別添

エナメル質初期う蝕	C e
う蝕症第1度 う蝕症第2度 う蝕症第2度単純性歯髄炎 う蝕症第3度	} C
初期の根面う蝕	根C
う蝕症第3度急性化膿性歯髄炎 う蝕症第3度慢性潰瘍性歯髄炎 う蝕症第3度慢性増殖性歯髄炎 う蝕症第3度慢性壊疽性歯髄炎 カリエスのない歯髄炎	} P u l
う蝕症第3度急性化膿性根尖性歯周炎 う蝕症第3度慢性化膿性根尖性歯周炎 う蝕症第3度急性単純性根尖性歯周炎	} P e r
う蝕症第3度歯髄壊死 う蝕症第3度歯髄壊疽	P u エシ P u エソ
慢性歯周炎（軽度） 慢性歯周炎（中等度） 慢性歯周炎（重度）	} P
単純性歯肉炎	G